

# 小野町過疎地域 自立促進計画を策定しました



できるようになります。

## ○計画策定にあたって・・・

す。今回の法改正により、県内では小野町と平田村が過疎指定を受けたため、県内59市町村中、29市町村が過疎地域として指定されたこととなります。

## ○過疎計画とは・・・

その内容をお知らせします。またこの過疎計画は議定会定例会9月会議に上程し可決されました。

## ○過疎地域とは・・・

過疎地域とは、地域の人口が減ってしまい、その地域で暮らす人の生活水準や生産機能の維持が困難になってしまいう状況にある地域のことで、現在は法令で定められた人口・財政力要件を満たした市町村が過疎地域の指定を受けていま

人口減少と少子高齢化に加え、産業構造の変化、東

日本大震災とそれに伴う原子力発電所事故の影響など、町を取り巻く状況は日々変化し、厳しさを増しています。このような中、元気ある産業の振興、震災からの確かな復興、公共施設の整備水準の向上という地域課題を達成するために

は、過疎指定を受けた大きな要因である人口減少の抑制策や少子高齢化に対応した地域づくりが急務となっています。

これらの問題に対し対策を講じるためには財政的な負担も大きくなります。限られた財源を最大限に活用し効果を上げるために、過疎対策事業債など優遇措置が活用できる過疎計画を策定し、各種事業に取り組みます。

## ○計画期間

平成26年度から27年度までの2カ年間となります。

## ○自立促進の基本方針

町の優先課題である「人口減少と少子高齢化への対応」として、町の総合計画である「第四次小野町振興計画後期基本計画」の基本方針を踏まえながら、次の取り組みを自立促進に向けた重点施策として進めて行くこととします。

## ■子育て支援などの少子化対策の充実

・若者の定住促進、子育て環境向上などの少子化対策の充実を図ります。

## ■産業振興による雇用の場の確保

・産業振興、企業誘致などにより、雇用の創出と安定化を図ります。

## ■快適で安全な定住環境の整備

・若者から高齢者まで、すべての地域住民が安全・

安心で快適な生活が送れるよう、生活基盤の整備を図ります。

## ○計画の内容(ポイント)

地域の自立促進に必要な9つの項目として①産業の振興②交通体系の整備、情報化及び地域間交流の促進③生活環境の整備④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進⑤医療の確保⑥教育の振興⑦地域文化の振興等⑧集落の整備⑨その他地域の自立に関し必要な事項の現状と問題点、その対策と計画について定めています。

過疎指定の要因である人口減少に歯止めを掛け、地域の自立促進を図るべく、必要なハード事業とソフト事業を一体的に展開することにより、過疎からの脱却を目指します。

※後日、過疎計画概要版を各世帯へ配布します。

## ☎企画商工課

7216939